

Economic Trends

発表日：2023年6月13日（火）

骨太方針 2023 のポイント（構造的賃上げ編）

～“労働者主導”の労働移動に主眼～

第一生命経済研究所 経済調査部

主任エコノミスト 星野 卓也（Tel：050-5474-7497）

（要旨）

- 骨太方針原案では構造的賃上げに向けた労働市場改革が記載。①リ・スキリング、②ジョブ型雇用、③成長分野への労働移動円滑化の3点を軸に据えた。
- 「労働者主導」の労働移動に主眼を置いたことがポイント。一つ一つの政策や制度改正は労働移動を促す決定的な要因とは言いがたいが、人手不足による賃金上昇圧力を強めるサポート役としての役割と位置付けられよう。
- 長期的に外国人労働者の受け入れとのバランスをどうとっていくか、という点はもっと議論されるべきだろう。IT投資等による解決は短期的に難しい分野もあるが、人手不足を人員増加で解決し続けることは生産性改善に繋がらない。労働当たりの生産性を高めることが、賃金増加を通じて日本の働き先としての魅力を高めることにもつながろう。

○労働市場改革はリ・スキリング、ジョブ型、労働移動円滑化を軸に

2023年の骨太方針では「構造的賃上げ」の実現を目指した労働市場改革が明記された。新しい資本主義実現会議から示された「三位一体労働市場改革の指針」に則ったものである。①「リ・スキリング」による能力向上支援、②「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、③「成長分野への労働移動の円滑化」の3点を掲げている¹。

①は職業教育の費用補助を担う教育訓練給付等の使い勝手向上や内容の充実である。個人への直接給付のシェアを高めるほか、デジタル分野など高賃金が見込まれる分野の給付拡充、講座数拡充等を行う。雇用調整助成金については、雇用調整の方法として休業、出向、教育訓練を選択できる仕組みとなっているが、助成率を見直し、30日を超える場合には教育訓練を原則とする、などによって教育訓練が選ばれやすいようにする。

②のジョブ型雇用については、事例集の公表などを通じて導入を促す。③に関しては、労働者の転職の障壁を取り除くことが志向されている。雇用保険の自己都合退職の際の失業給付における待期について、リ・スキリング取り組みなどを条件に会社都合と同等にする。退職金税制において、勤続20年超の勤続に対する所得控除額が大きくなっている点を見直し、長期勤続を優遇する仕組みを改める。

¹ なお、構造的賃上げの現状と課題については、以前もレポートしているのでそちらもご参照いただきたい。①コロナ前までも人手不足を通じて転職者賃金が改善していた点、②自己都合退職の失業給付の見直しに関する論点整理、③産業間労働移動と一国全体の労働生産性の関係などについて論じている。

Economic Trends 「[転職者/非転職者の賃金格差は縮小したのか？～「構造的賃上げ」の現状と課題①～](#)」

Economic Trends 「[自己都合退職の失業給付はどうあるべきか？～「構造的賃上げ」の現状と課題②～](#)」

Economic Trends 「[「成長産業への労働移動」に対する重すぎる期待～「構造的賃上げ」の現状と課題③～](#)」

資料 1. 三位一体労働市場改革の主な内容

リ・スキリングによる能力向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ・企業経由中心の学び直し支援策、過半を個人経由中心に（現状 25%） ・デジタル上での視覚情報の認証・表示の仕組み（オープンバッジ）活用 ・高賃金が期待される分野への教育訓練給付拡充 ・社会人の海外大学院への留学促進（オンライン留学含む） ・雇用調整助成金の見直し（30 日を超える場合は原則休業ではなく教育訓練） ・専門実践教育訓練のデジタル関係の講座数拡充 ・リ・スキリング費用の所得控除の仕組み柔軟化
企業実態に応じた職務給導入	<ul style="list-style-type: none"> ・同職務における日本企業と外国企業間の賃金格差縮小を目指す ・年内に具体的に参考にできる職務給の事例を整理 ・給与制度・雇用制度に関する企業の情報開示強化
成長分野への労働移動円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・自己都合退職の失業給付の待期について、リ・スキリング取組等を条件に会社都合と同等に ・退職所得課税について勤続 20 年を境に控除額が増える仕組みを見直し ・ポータビリティのある iDeco の抛出限度額引き上げ等について 2024 年財政検証に併せて結論 ・モデル就業規則の改定を通じた民間企業の退職金制度の見直し促進（自己都合の場合の減額） ・求人求職情報を集約し、キャリアコンサルタントが活用できるように ・副業、兼業の奨励 ・日本版 O-Net の機能強化

（出所）内閣府、内閣官房より第一生命経済研究所が作成。

〇カギを握るのは人手不足とその企業の対応

今回の労働市場改革案のポイントは「労働者主導の労働移動」を促すことが明確になり、そのための制度改正が示された点だろう。自己都合退職の失業給付の改正や退職税制の改正がそれにあたる。解雇規制の緩和など企業主導の労働移動でない点の一つのポイントである。労働者がより良い待遇を求めて転職をする、という行動をとることが、企業に既存の労働者のつなぎ止めや中途採用の必要性を生じさせることで賃金を上昇させる。この労働市場の自然なメカニズムが長期勤続優遇型の日本型雇用慣行によって生じにくかったことが、日本でこれまで賃金上昇が生じにくかった大きな理由である。今回の改革案が転職しやすい制度整備に力点を置いた点について、前向きに評価したい。

もっとも、基本的にこうした雇用慣行は政府が制度を変えればすべて変わる類のものではない。今回の改革案ではジョブ型雇用の導入促進を掲げつつも、その内容は事例集を示す程度にとどまっており、インパクトがあるわけではない。失業給付や退職所得税制は転職の一つのハードルではあっても、多くの人にとってそれが転職をためらう決定的な要因になっているかという微妙だろう。あくまで、今回の改革は労働移動を促すためのサポート役である。企業や労働者にこうした動きを加速させるものが人手不足の経済環境である。人手不足は好待遇の転職案件の増加などを通じて、良い形での労働移動を促す。双方が機能して企業の賃金分配を拡大させるプレッシャーになっていく。

さらに、賃上げが持続的になるための条件は労働生産性の改善を伴うことだ。マクロの実質賃金は労働生産性と労働分配率の掛け算であり、労働分配率に上限がある以上は、労働生産性の上昇がなければ実質賃金の上昇は継続しない。企業は「労働投入当たりの稼ぎ（労働生産性）」を引き上げることを迫られることになり、これが設備投資やビジネスの見直しを促す。ここにはリ・スキリングなどの「人への投資」も含まれよう。2010年代に行われたコーポレート・ガバナンス改革などは、資本市場からのプレッシャーを通じて企業に資本あたりの稼ぎを高める圧力をかける政策であったと言える。賃金上昇は人件費の上昇を通じて労働投入当たりの稼ぎを高める必要を迫ることになる。その意味で「構造的賃上げ」は賃金上昇によって労働市場から企業に対して「稼ぐ」プレッシャーをかけることを企図している、ともいえるのかもしれない。企業が人手不足の問題を投資等による生産性改善で対応していけるかどうか、に構造的賃上げの成否はかかっているといえよう。

○外国人労働者受け入れ政策とのバランスはもっと議論されるべき

「構造的賃上げ」を考えるうえで重要な政策の一つが外国人労働者の受け入れである。技能実習制度の廃止の議論や特定技能制度の対象拡大が進められており、骨太方針でもその内容が掲載されている。

賃金上昇の大きな要因が労働需給のひっ迫である以上、労働供給を拡大させる外国人労働者の受け入れ拡大はその勢いを削いでしまう可能性がある。もちろん、工場設備やITへの投資などによる生産性改善が実態にそぐわない職種もあると考えられ、外国人労働者に頼らざるを得ない部分もある。それが介護などのエッセンシャルワーカーであれば尚更だろう。一方で、人手不足を人で解決し続けていけば、生産性は高まっていかない。長期的にそのバランスをどうとっていくか、という点についての議論は必ずしも深まっていないように思われる。

先進国の多くが少子高齢化に直面する中で外国人労働者の獲得競争も激化しており、将来も安定的に外国人労働者が日本に来てくれる保証はない。官民で人手不足の問題を人以外の方法で解決するための研究開発等に積極的に投資を行っていくことが必要である。それは、外国人労働者を含めた日本の生産性・賃金水準を高め、外国人労働者にとっての日本の働き先としての魅力を高めることにもつながるのではないかと。

資料2. 技能実習、特定技能制度にかかる骨太方針原案の記述

（技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討）

技能実習制度及び特定技能制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすいものとするとともに、人権侵害等の防止・是正等を図り、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における中間報告書を踏まえ、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用していくなどの方向で検討することとし、さらに今後の有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

（出所）内閣府より第一生命経済研究所が作成。

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。